

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届け出があった旨を公示する件

○厚生労働省告示第二百八十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

登録 番号	氏名又は名称	住 所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	廃止の日
五十四	一般社団法人群馬県 薬剤師会	群馬県前橋市西 片貝町五丁目十 八番地の三十六	群馬県前橋市西 片貝町五丁目十 八番地の三十六	理化学試験	令和五年九 月二十九日